

敦賀市立看護大学内部質保証システムに関する規程

令和7年3月25日

敦賀市立看護大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。）第2条第2項及び敦賀市立看護大学大学院学則（平成30年敦賀市立看護大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第2条第2項に基づき、敦賀市立看護大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の自己点検・評価に関し必要な事項を定めるとともに、自己点検・評価等を活用した本学の内部質保証システムを適切に運用するための基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部質保証：大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことをいう。
- (2) 内部質保証システム：内部質保証を組織的に行うための仕組みをいう。
- (3) 自己点検・評価：学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項により、本学が自らの教育研究等の状況について行う点検及び評価をいう。
- (4) 部局等：公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号。以下「基本規則」という。）に定める学部、学科、専攻科、研究科、附属施設、その他の施設及び事務組織をいう。
- (5) 委員会等：基本規則に基づき設置する委員会、同規則が委任する学則、規則、規程及び細則（以下「学則等」という。）に基づき設置する委員会及び運営会議並びに事務局各課をいう。
- (6) 全学的な点検・評価：自己点検・評価のうち、部局等又は委員会等を単位とした教育研究等の状況について行う総合的な点検及び評価をいう。
- (7) 教育プログラムの点検・評価：全学的な自己点検・評価のうち、特に教育活動と学生の学修成果の水準等に関して重点的に行う点検及び評価をいう。
- (8) 教職員の能力の保証と開発に関する点検・評価：全学的な自己点検・評価のうち、特にファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントの状況につ

いて重点的に行う点検及び評価をいう。

- (9) 学修環境・学生支援の点検・評価 : 全学的な自己点検・評価のうち、特に学生の学修環境の整備状況並びに学生支援体制及び支援の実施状況について重点的に行う点検及び評価をいう。
- (10) 研究に関する点検・評価 : 全学的な自己点検・評価のうち、特に本学全体の研究活動と研究環境について重点的に行う点検及び評価をいう。
- (11) 社会貢献に関する点検・評価 : 全学的な自己点検・評価のうち、特に本学全体の社会貢献活動について重点的に行う点検及び評価をいう。
- (12) 教員の点検・評価 : 自己点検・評価のうち、本学の専任教員個々の教育活動、研究活動、組織管理運営活動、社会貢献その他の活動(以下「教育研究活動等」という。)について行う点検及び評価をいう。
- (13) 事務職員の点検・評価 : 自己点検・評価のうち、本学の事務職員(非常勤職員及び派遣職員を除く。以下同じ)個々の教育研究活動等について行う点検及び評価をいう。
- (14) 認証評価 : 学校教育法第109条第2項及び第3項に基づき、文部科学大臣が認証する評価機関が実施する評価をいう。
- (15) 法人評価 : 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2に基づき、敦賀市公立大学法人評価委員会が実施する評価をいう。
- (16) 改善活動 : 自己点検・評価、認証評価及び法人評価の評価結果を活用した教育研究等の改善及び学生の学修成果の水準等の向上のための取組みをいう。

(内部質保証システム)

- 第3条 本学は、自己点検・評価、認証評価及び法人評価並びにこれらの改善活動の実施によるPDCAサイクルを確保することにより、教育研究等の質の保証及び改善・向上を図るとともに、その成果を公表し、社会への説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 本学は、自己点検・評価、認証評価及び法人評価を行うにあたり、それぞれの点検・評価の整合性を確保し、点検・評価の項目、評価指標等を相互に補完しながら系統的かつ構造的に実施するものとする。
  - 3 本学は、内部質保証システムをより有効に機能させるため、各種のデータを分析及び活用するための情報システムを整備するものとする。

(責任者等)

- 第4条 内部質保証の統括的な責任者は学長とし、部局等の長及び委員会等の長に改善活動を指示するものとする。
- 2 部局等の長及び委員会等の長は、学長の指示を受け、又は自ら判断して、自らが所掌する部局等及び委員会等における改善活動を指揮するものとする。
  - 3 教員及び職員は、学長、部局等の長又は委員会等の長の指示を受け、又は自ら発意して、

改善活動に努めるものとする。

(全学的な点検・評価)

第5条 全学的な自己点検・評価は、委員会等が作成する自己点検・評価書に基づき将来計画及び評価委員会が行い、その結果に改善活動に関する意見を付して、教育研究審議会に報告するものとする。

2 教育研究審議会は、前項の報告を受け、改善活動を審議して学長に意見するものとする。

3 第1項に定める委員会等が作成する自己点検・評価書の項目、評価指標等は、第6条から第10条までの規定を踏まえた上で、将来計画及び評価委員会が検討し、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

(教育プログラムの点検・評価)

第6条 教育プログラムの点検・評価は、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を踏まえた上で、アセスメント・ポリシー（学生の学修成果の評価の方針）を策定し、学生の学修成果等に関する指標を定めた上で、当該指標を測定して行うものとする。

2 教育プログラムの点検・評価は、入学者選抜試験委員会、教務委員会、教務学生課及び将来計画及び評価委員会が適当と認める委員会等が行い、その結果を当該委員会等の自己点検・評価書に添えて将来計画及び評価委員会に提出するものとする。

(教職員の能力の保証と開発に関する点検・評価)

第7条 教職員の能力の保証と開発に関する点検・評価は、授業評価アンケートの結果、教職員を対象とした研修の実施状況、その他教職員の能力開発に関する活動の実施状況等について、分析を行った上で行うものとする。

2 教職員の能力の保証と開発に関する点検・評価は、ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント委員会（以下「FD・SD委員会」という。）が行い、その結果をFD・SD委員会の自己点検・評価書に添えて将来計画及び評価委員会に提出するものとする。

(学修環境・学生支援の点検・評価)

第8条 学修環境・学生支援の点検・評価は、学生に対するアンケートその他聞き取り等の調査により行うものとする。

2 学修環境・学生支援の点検・評価は、学生支援委員会及び将来計画及び評価委員会が適当と認める委員会等が行い、その結果を当該委員会の自己点検・評価書に添えて将来計画

及び評価委員会に提出するものとする。

(研究に関する点検・評価)

第9条 研究に関する点検・評価は、本学に所属する研究者による研究の実施件数、学内競争的研究費及び外部研究費への申請件数及び採択件数その他必要な指標を定め、その推移等を分析することにより行うものとする。

2 研究に関する点検・評価は、研究推進・紀要委員会その他将来計画及び評価委員会が適当と認める委員会等が行い、その結果を当該委員会等の自己点検・評価書に添えて将来計画及び評価委員会に提出するものとする。

(社会貢献に関する点検・評価)

第10条 社会貢献に関する点検・評価は、本学の組織的な社会貢献活動、教職員の外部団体への委員・講師等の派遣等、その他社会貢献活動の実施状況について取りまとめ、その推移や効果等を分析することにより行うものとする。

2 社会貢献に関する点検・評価は、地域・在宅ケア研究センター運営会議、救急・災害看護研究センター運営会議その他将来計画及び評価委員会が適当と認める委員会等が行い、その結果を当該委員会等の自己点検・評価書に添えて将来計画及び評価委員会に提出するものとする。

(教員の点検・評価)

第11条 教員の点検・評価は、各専任教員が作成した教員自己点検・評価票その他評価に必要と認められる情報に基づき学長が行うものとする。

2 前項に定める教員自己点検・評価票の項目、評価指標等は、学長が学部長、研究科長及び専攻科長の意見を聞いた上で定め、あらかじめ専任教員に周知するものとする。

(事務職員の点検・評価)

第12条 事務職員の点検・評価は、各事務職員が作成した事務職員自己点検・評価票その他評価に必要と認められる情報に基づき理事長が行うものとする。

2 前項に定める事務職員自己点検・評価票の項目、評価指標等は、理事長が事務局長の意見を聞いた上で定め、あらかじめ事務職員に周知するものとする。

(自己点検・評価等の実施頻度等)

第13条 自己点検・評価は、1の年度につき1回以上行うものとする。

2 認証評価は、地方独立行政法人法第78条に定める中期目標の期間等を踏まえ、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間内に、認証評価機関が定める基準等により実施する。

- 3 法人評価は、地方独立行政法人法第78条の2の定める時期に、敦賀市公立大学法人評価委員会の定めるところにより実施する。

(守秘義務及びプライバシーの保護等)

第14条 内部質保証に関する業務に携わる者は、その業務の実施において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 内部質保証に関する業務において個人情報を取り扱う者は、当該個人及び関係者の名誉及びプライバシー等の人格的利益を侵害することのないよう、特に慎重に行動しなければならない。

(自主的な活動の奨励)

第15条 本学は、部局等、委員会等、教員又は事務職員が自主的に行う教育研究活動等の改善に関する活動を奨励する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学の内部質保証システムに関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。